

【文教委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院議員提出4件、本院議員提出1件の合計11件であり、内閣提出6件、衆議院議員提出1件及び本院議員提出1件を可決し、衆議院議員提出3件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願22種類358件のうち、3種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、国立大学等と民間の研究機関等との共同研究等を推進するため、国立大学等の教員が共同研究等に従事するため休職にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、当該休職期間を除算しないこととするものである。

委員会においては、国立大学等の教員の共同研究休職の実績とこの改正により予想される効果、国立大学教員の人事交流の実態や研究支援体制等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立大学の学部の名称等を政令で定めることとするとともに、政策研究大学院大学を新設するほか、名古屋大学医療技術短期大学部、三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部を廃止してそれぞれの大学の関係学部統合し、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものである。

委員会においては、大学院重点化策の必要性、政策研究大学院大学の設置の趣旨と構想、学部の名称等の政令事項化の是非、医師及び医療関係技術者の教育の在り方、国立大学の設置形態等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

日本私立学校振興・共済事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して、日本私立学校振興・共済事業団を設立し、同事業団に、私立学校の教育の充実等を図るため、補助金の交付、資金の貸し付け等の業務を行わせるとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済制度を運営する業務等を行わせようとするものである。

委員会においては、両特殊法人を統合する趣旨とその効果、新事業団における役職員の処遇、公的年金一元化への対応、宿泊施設等の運営の在り方、私学助成の充実等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり

可決した。

学校図書館法の一部を改正する法律案は、学校図書館の一層の充実を期し、司書教諭の養成と設置の計画的拡充を図るため、これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、当分の間、置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間としようとするものである。

委員会においては、学校図書館の現状と課題、司書教諭の養成及び設置の具体策、設置が猶予される小規模校の取り扱い、司書教諭といわゆる学校司書の在り方等について質疑が行われた後、阿部委員（共産）から、学校司書制度の創設等を内容とする修正案が提出された。阿部委員の修正案に賛成、原案に反対の討論の後、修正案は否決、原案は多数をもって原案どおり可決した。なお、6項目の附帯決議が付された。

放送大学学園法の一部を改正する法律案は、放送大学学園が通信衛星による放送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全国に提供するため、放送法に規定する委託放送業務を行うことができるようにするとともに、放送法の関係規定の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、放送の全国化に対応する学習センター等の整備方針、専門分野の拡充等教育内容の見直し、他大学との連携協力の強化等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作者、実演家又はレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、著作物、実演又はレコードの送信可能化に関するこれらの者の権利を定め、プログラムの著作物について同一構内の送信を著作権の対象とし、あわせて無線又は有線による送信に関する規定の整理等を行おうとするものである。

委員会においては、マルチメディア時代の著作権制度の在り方と権利処理体制の整備方針、映画等の実演家の権利保護の拡充、著作権意識の普及・啓発等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

大学の教員等の任期に関する法律案は、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、任期付きポストの対象範囲、教員の業績評価システムの在り方、任期を付された教員の処遇改善、

私立大学における任期制導入の際の手續等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が付された。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、体験すべき介護等の内容、社会福祉施設等の受入れ体制の整備、事前研修の必要性、介護等体験中の事故への対応等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。

また、いわゆる“サッカーくじ”関連の法律案として、次の3法律案が衆議院議員提出法律案として、本院に提出された。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものである。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校センターの業務とする等所要の規定の整備を行おうとするものである。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものである。

委員会においては、3法律案について趣旨説明の聴取を行った後、継続審査要求書を議長に提出することについて採決を行った結果、多数をもって提出することに決定した。

〔国政調査等〕

2月14日、小杉文部大臣から所信を、佐田文部政務次官から平成9年度文部省関係予算について説明を聴取した。

2月20日、文教行政の基本施策について質疑を行い、スポーツ振興策と地域社会の在り方、平成9年度大学入試センター試験の得点調整の必要性、外国人留学生の教育体制、在外日本人学校の安全対策の必要性、児童生徒の薬物乱用対策、学習指導要領の改定の在り方、大学入試制度の改革、児童の権利条約の

普及活動、国旗と国歌の法制化、平成8年の中央教育審議会第1次答申に対する文部省の対応等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度文部省関係予算の審査を行い、スポーツ振興策と指導者養成の在り方、中高一貫教育への文部省の取り組み、公立の青少年教育施設の存廃、外国人留学生の受入態勢、国立大学の予算と設置・運営の在り方、歴史教育と従軍慰安婦問題、競技力向上のためのスポーツ振興予算、高齢社会の進展に即した医療教育の在り方等の問題に関し質疑を行った。

4月8日には、教育、文化及び学術に関する調査を行い、養護学校高等部の訪問教育、学童保育の充実、財政構造改革下の文教予算、教員への身障者雇用、学校図書館の在り方、児童福祉法改正に伴う子供への教育保障等について質疑を行った。

また、4月15日、教育、文化及び学術に関する調査のうち、中央教育審議会の審議状況に関する件を議題とし、参考人として、第15期中央教育審議会会長有馬朗人氏を招致し、その意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月14日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教行政の基本施策に関する件について小杉文部大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 文教行政の基本施策に関する件について小杉文部大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日（木）（第3回）

- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第49号）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日（火）（第4回）

- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第49号）について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第49号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき
反対会派 なし

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（文部省所管）について小杉文部大臣、政府委員、厚生省、内閣官房及び総務庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第14号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき
反対会派 共産

○平成9年4月8日（火）（第6回）

- 養護学校高等部の訪問教育に関する件、学童保育の充実に関する件、財政構造改革下の文教予算に関する件、教員への身障者雇用に関する件、学校図書館の在り方に関する件、児童福祉法改正に伴う子供への教育保障に関する件等について小杉文部大臣、政府委員、総務庁及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月15日（火）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央教育審議会の審議状況に関する件について参考人第15期中央教育審議会会長有馬朗人君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。
- 日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第8回）

- 日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第30号） 賛成会派 自民、社民、民緑、共産、自由、無
反対会派 平成
欠席会派 さき

○平成9年5月6日（火）（第9回）

- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員南野知恵子君から趣旨説明を聴いた。
- 放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月8日（木）（第10回）

- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員木宮和彦君、同南野知恵子君、同上山和人君、小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき、無
反対会派 共産
欠席会派 自由
なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月13日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び参考人放送大学副学長嘉治元郎君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第48号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無
反対会派 なし
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月22日（木）（第12回）

- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第91号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無
反対会派 なし

○平成9年5月27日（火）（第13回）

- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について参考人北陸先端科学技術大学院大学長慶伊富長君、広島大学教授・大学教育研究センター長有本章君及び名古屋大学名誉教授沢田昭二君から意見を聴き、各参考人、小杉文部大臣、政府委員、総務庁及び人事院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第83号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月5日（木）（第16回）

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員田中眞紀子君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員田中眞紀子君、同河村建夫君、同栗屋敏信君、同秋葉忠利君、同藤村修君、同住博司君、同山元勉君、同栗原博久君、同中谷元君、小杉文部大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無

反対会派 なし

○平成9年6月18日（水）（第18回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（衆第21号）（衆議院提出）
- 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
- スポーツ振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）（衆議院提出）

- 以上3案について発議者衆議院議員島村宜伸君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第55号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第24号外349件を審査した。
 - スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（衆第21号）（衆議院提出）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）（衆議院提出）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
 - 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 国立大学の学部の名称及び筑波大学の学群の種類を政令で定めることとする。
- 2 現実の政策課題の解決を志向して学際的な教育研究を行うため、政策研究大学院大学を本年10月1日に設置し、平成12年4月から学生を受け入れること。
- 3 昼夜開講制による教育体制充実のため、長崎大学併設の商科短期大学部を平成11年度限りで廃止して、同大学の経済学部統合すること。
- 4 看護等医療技術教育の充実等を図るため、三重大学併設の医療技術短期大学部を平成11年度、名古屋大学併設の医療技術短期大学部を平成12年度限りで廃止して、それぞれの医学部に統合すること。
- 5 国立大学の大学院に置かれる研究科に附属の教育施設又は研究施設を置くとする規定を置くこと。
- 6 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成9年度の職員の定員を、2万82人（78人増）に改めること。

日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して日本私立学校振興・共済事業団を設立しようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とすること。
- 2 役員
事業団に、役員として、理事長1人、理事12人以内及び監事2人以内を置くこと。
- 3 運営審議会
事業団に、理事長の諮問機関として、10人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。
- 4 共済運営委員会及び共済審査会
 - (1) 共済制度の加入者等に関する短期給付、長期給付、福祉事業等の適正な運営を図るため、事業団に共済運営委員会を置くこと。
 - (2) 共済制度の加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、事業団に共済審査会を置くこと。
- 5 業務
 - (1) 事業団は、次の業務を行うものとする。こと。
 - ① 国から私立学校等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。
 - ② 学校法人等に対し、私立学校等の施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付けること。
 - ③ 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人等に対し、その事業について助成金を交付すること。
 - ④ 私立学校教育の振興のための寄付金を募集、管理し、学校法人等に対し、その配付を行うこと。
 - ⑤ 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果の提供その他の指導を行うこと。
 - ⑥ 共済制度の加入者又はその被扶養者の病気、負傷又は出産等に関する短期給付を行うこと。
 - ⑦ 共済制度の加入者の退職、障害又は死亡に関する長期給付を行うこと。
 - ⑧ 共済制度の加入者の福祉を増進するための福祉事業を行うこと。
 - ⑨ ①から⑤までの業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 事業団は、(1)により行う業務のほか、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行うものとする。こと。
 - (3) 事業団は、(1)及び(2)により行う業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。こと。

- ① (1)の⑥の短期給付に準ずる給付を行うこと。
- ② 共済制度の加入者であった者の福祉を増進するための福祉事業を行うこと。
- ③ 文部大臣の認可を受け、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

6 財務及び会計

- (1) 事業団は毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならないものとする。
- (2) 事業団は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部大臣の承認を受けなければならないものとする。
- (3) 事業団の経理については、業務ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- (4) 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券を発行することができるものとする。

7 監督

事業団は、文部大臣が監督するものとし、文部大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し、報告をさせ、又は立入検査をすることができるものとする。

8 その他

- (1) 事業団は平成10年1月1日に成立するものとする。
- (2) 日本私学振興財団法を廃止するほか、私立学校教職員共済組合法その他関係法律の一部を改正すること。

放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 放送大学学園は、放送法（昭和25年法律第132号）に規定する委託放送業務を行うことができることとする。
- 2 罰金及び過料の引き上げを行うこと。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。
- 4 放送法の関係規定を整備すること。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（先議）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国立大学及び国立高等専門学校が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究に従事するため休職にされた場合の当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法第7条第4項による退職手当算定時の休職期間の除算規定は適用しないものとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の当該規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用すること。

大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）

【要 旨】

本法律案は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定め、大学等への多様な人材の受入れを図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国立又は公立の大学の教員の任期

- (1) 国立又は公立の大学の大学管理機関（当分の間、評議会等の議に基づき学長。(2)において同じ。）は、当該大学の教員（常時勤務の者に限る。以下(1)、(2)及び(3)において同じ。）について(3)の任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならないこととすること。
- (2) 国立又は公立の大学は、(1)により大学管理機関が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととすること。
- (3) 任命権者は、(1)の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第10条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次のいずれかに該当するときは、任期を定めることができることとすること。この場合には、当該任用される者の同意を得なければならないこととすること。
 - イ 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
 - ロ 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。
 - ハ 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を

行う職に就けるとき。

2 私立の大学の教員の任期

- (1) 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、1の(3)のイからハまでのいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができること。この場合においては、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならないこととすること。
- (2) (1)の教員の任期に関する規則について、これを定める場合（変更する場合を含む。）の学長の意見聴取及び定めた場合（変更した場合を含む。）の公表について定めること。
- (3) (1)により定められた任期は、教員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものであってはならないこととすること。

3 大学共同利用機関等の職員への準用

大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者への準用規定を設けること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、学問の自由及び大学の自治の制度的な保障が大学における教育研究の進展の基盤であることにかんがみ、この法律の実施に当たっては、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

- 1 任期制の導入によって、学問の自由及び大学の自治の尊重を担保している教員の身分保障の精神が損なわれることがないように充分配慮するとともに、いやしくも大学に対して、任期制の導入を当該大学の教育研究支援の条件とする等の誘導や干渉は一切行わないこと。
- 2 任期制の適用の対象や範囲、再任審査等において、その運用が恣意的にならないよう、本法の趣旨に沿った制度の適正な運用が確保されるよう努めること。
- 3 任期制を導入するに際して、教員の業績評価が適切に行われることとなるよう評価システム等について検討を行うとともに、特に、中長期的な教育研究活動が損なわれることがないように、大学側の配慮を求めること。
- 4 国公立大学の教員については、一般の公務員制度との均衡等に配慮して、任期付き教員の給与等の処遇の改善を検討すること。
- 5 任期付き教員の異動が円滑に行われるよう教員・研究者に関する人材情報の収集提供活動を一層充実し、雇用環境を整備すること。

- 6 高等教育の活性化と充実を図るため、各地の大学が優れた教員を確保できるよう、教育研究条件の整備を検討すること。
- 7 私立大学における任期制の実施については、労働協約事項の対象となることを認識し、制度の円滑な運用に努めること。
右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作者、実演家又はレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを「公衆送信」とし、放送の定義を改めること。
- 2 プログラムの著作物については、有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるものによる送信を行うことも「公衆送信」とすること。
- 3 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行う権利を専有することとすること。
- 4 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有することとすること。
- 5 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有することとすること。
- 6 その他関係規定の整備を行うこと。
- 7 この法律は、平成10年1月1日から施行すること。

学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）

【要 旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 1 これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとすること。
- 2 当分の間、置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とすること。

【附 帯 決 議】

- 1 政府及び地方公共団体は、司書教諭の養成・発令を計画的に促進すること。
なお、小規模校への設置についても検討すること。

- 2 政府は、司書教諭講習について、社会の情報化などの進展に応じて、講習内容の現代化を図るとともに、教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格を弾力化すること。
- 3 政府は、学校図書館の利用の状況、学校図書館において司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、専任の司書教諭の在り方を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 4 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮すること。
- 5 政府及び地方公共団体は、学校週5日制の完全実施の時期を目途に、学校図書館の図書の実充を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報のセンターとしての機能の実充に努めること。
- 6 政府は、学校図書館の実充強化に対する国民の期待に応えるよう、将来の学校図書館の総合的な政策について引き続き検討を行うこと。
右決議する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）

【要 旨】

本法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる措置を講ずるため、教育職員免許法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小学校及び中学校の教諭の普通免許状は、当分の間、原則として教育職員免許法第5条第1項本文に規定する者（教育職員検定に合格した者を除く。）であって、介護等の体験をした者に授与することとすること。
- 2 国及び地方公共団体、特殊教育諸学校及び社会福祉施設等の設置者、大学及び教員養成機関は、介護等の体験が適切に行われるよう、それぞれ必要な措置、協力及び配慮をするものとする。
- 3 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員志望者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。
- 4 この法律は、平成10年4月1日から施行すること。
- 5 その他所要の経過措置を設けること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※14	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 4	9. 3. 13	9. 3. 27 可決	9. 3. 28 可決	9. 2. 18	9. 3. 6 可決	9. 3. 7 可決
※30	日本私立学校振興・共済事業団法案	〃	2. 10	4. 14	4. 22 可決	4. 25 可決	4. 8	4. 11 可決	4. 11 可決
48	放送大学学園法の一部を改正する法律案	〃	2. 25	5. 6	5. 13 可決	5. 14 可決	4. 22	4. 25 可決	5. 6 可決
49	教育公務員特例法の一部を改正する法律案	参	2. 25	3. 12	3. 18 可決	3. 19 可決	3. 25	4. 2 可決	4. 3 可決
83	大学の教員等の任期に関する法律案	衆	4. 8	5. 26	6. 3 可決 附帯決議	6. 6 可決	5. 9	5. 21 可決 附帯決議	5. 22 可決
91	著作権法の一部を改正する法律案	参	5. 6	5. 9	5. 22 可決	5. 23 可決	5. 30	6. 6 可決	6. 10 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	学校図書館法の一部を改正する法律案	南野 知恵子君 外7名 (9. 4. 25)	9. 5. 1	9. 5. 9	9. 5. 2	9. 5. 8 可決 附帯決議	9. 5. 9 可決	9. 5. 22	9. 5. 30 可決 附帯決議	9. 6. 3 可決

・衆議院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
21	スポーツ振興投票の実施等に関する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	9. 5. 2	9. 5. 27	9. 6. 17	継続審査		9. 5. 20	9. 5. 23 可決	9. 5. 27 可決
22	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	5. 2	5. 27	6. 17	継続審査		5. 20 文教	5. 23 可決	5. 27 可決
23	スポーツ振興法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	5. 2	5. 27	6. 17	継続審査		5. 20 文教	5. 23 可決	5. 27 可決
31	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案	田中 眞紀子君 外9名 (9. 5. 23)	5. 26	6. 3	6. 4	6. 10 可決	6. 11 可決	5. 27	5. 30 可決	6. 3 可決